

福島市告示第17号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、指定医療機関等から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定に基づき、告示する。

令和8年1月21日

福島市長 馬場 雄基

名称	所在地	廃止年月日
小笠原歯科クリニック	福島市蓬莱町4-1-1	令和7年11月30日